

鹿 児 島 県 公 報

平成28年11月 8 日（火）第3262号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県用品集中調達規則の一部を改正する規則（※）	（管財課取扱い） 1
告 示	
○地域森林計画案の縦覧	（森林経営課取扱い） 2
○地域森林計画の変更案の縦覧（5件）	（森林経営課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 4
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い） 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課取扱い） 6
公 告	
○平成28年度ふぐ調理師試験公告	（生活衛生課取扱い） 7
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い） 8
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正	（選挙管理委員会取扱い） 9
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 10

規 則

鹿児島県用品集中調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第43号

鹿児島県用品集中調達規則の一部を改正する規則

鹿児島県用品集中調達規則（平成13年鹿児島県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同条第2号中「鹿児島県教育委員会行政組織等に関する規則」を「鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則」に改め、同条第3号ア中「及びウ」を「ウ及びエ」に改め、「年間単価契約品」の次に「年間単価契約電気」を加え、同号イを次のように改める。

イ 年間単価契約品 本庁の各課及び出先機関等（以下単に「機関」という。）が日常的に使用する物品のうち、次のウ及びエに定める年間単価契約電気及び燃料券取扱品以外のもので、第4条第1項又は第2項の規定により管財課長が購入単価を決定したもの
第2条第3号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 年間単価契約電気 機関が使用する電気のうち、第11条第1項又は第2項の規定により管財課長が購入単価を決定したもの

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（年間単価契約電気の購入単価の決定と通知）

第11条 管財課長は、機関（鹿児島市鴨池新町10番1号に所在するものに限る。）が県庁舎等（鹿児島県庁舎等管理規則（平成8年鹿児島県規則第79号）第2条第2号に規定する県庁舎

等をいう。)で使用する年間単価契約電気の購入単価を決定するものとする。

- 2 管財課長は、必要があると認めるときは、機関が使用する年間単価契約電気（前項に規定する年間単価契約電気を除く。）の購入単価を決定することができる。
- 3 管財課長は、前項の規定により購入単価を決定したときは、購入単価その他の事項を当該年間単価契約電気を使用する機関の長に、直ちに通知しなければならない。
別表7の項中「もの」の次に「(年間単価契約電気を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第975号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により奄美大島地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成28年11月 8 日から同年12月 7 日まで

鹿児島県告示第976号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成26年1月14日鹿児島県告示第22号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成28年11月 8 日から同年12月 7 日まで

鹿児島県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成28年1月15日鹿児島県告示第29号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
南薩森林計画区（鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南

九州市及び鹿児島郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成28年11月 8 日から同年12月 7 日まで

鹿児島県告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定により北薩地域森林計画（平成27年 1 月16日鹿児島県告示第21号をもって公表）を変更したいので，当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお，当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は，縦覧期間が満了する日までに，知事に対し，理由を付した文書をもって，意見を申し立てることができる。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成28年11月 8 日から同年12月 7 日まで

鹿児島県告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定により始良地域森林計画（平成28年 1 月15日鹿児島県告示第27号をもって公表）を変更したいので，当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお，当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は，縦覧期間が満了する日までに，知事に対し，理由を付した文書をもって，意見を申し立てることができる。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

始良森林計画区（霧島市，始良市及び始良郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成28年11月 8 日から同年12月 7 日まで

鹿児島県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定により熊毛地域森林計画（平成28年 1 月15日鹿児島県告示第28号をもって公表）を変更したいので，当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお，当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は，縦覧期間が満了する日までに，知事に対し，理由を付した文書をもって，意見を申し立てることができる。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農

林普及課

3 縦覧期間

平成28年11月 8 日から同年12月 7 日まで

鹿児島県告示第981号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所たきび	曾於市財部町南俣3619番地1	医療法人たからべ会	曾於市財部町南俣3619番地1	西郷 昌隆	平成28年11月 1 日	居宅介護支援
ライフアシスト和月	大島郡龍郷町浦字ヲフニ1068番3	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	平成28年11月 1 日	居宅介護支援

鹿児島県告示第982号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	肝付町	急・笠野1, 急・富山1, 急・辻1, 急・富山2, 急・富山北1, 急・富山南1, 急・富山南2, 急・富山南3, 急・富山南4, 急・富山南5, 急・宮下1, 急・川北1, 急・富山南6, 急・宮下2, 急・宮下3, 急・上之原1, 急・西之宮1, 急・上之原2, 急・上之馬場三区1, 急・中村1, 急・中村2, 急・上西方1, 急・論地1, 急・上西方2, 急・論地2, 急・上西方3, 急・論地3, 急・論地4, 急・長能寺1, 急・論地5, 急・論地6, 急・大脇1, 急・大脇2, 急・大脇3, 急・長能寺2, 急・上大脇1, 急・上大脇2, 急・上大脇3, 急・小牟田上1, 急・小牟田上2, 急・小牟田上3, 急・瀬戸口原1, 急・小牟田上4, 急・新堀上1, 急・瀬戸口原2, 急・岩下1, 急・柿元1, 急・稻荷岡1, 急・稻荷岡2, 急・小牟田頭1, 急・井手1, 急・小森2, 急・小森迫1, 急・稻荷岡3, 急・西原上牧1, 急・西原上牧2, 急・内園1, 急・後迫1, 急・内園2, 急・橋口1, 急・宮本1, 急・染木原1, 急・染木ノ下1, 急・染木原2, 急・永野原1, 急・新迫1, 急・新迫2, 急・染木1, 急・西永野1, 急・脇田ノ上4, 急・東迫1, 急・柳ヶ迫1, 急・西永野1, 急・西之迫1, 急・西永野2, 急・中原1, 急・笹ヶ尾1, 急・西ヶ迫1, 急・笹ヶ尾2, 急・西永野3, 急・西鳥越1, 急・西ヶ迫2, 急・西鳥越2, 急・鳥越1, 急・守屋迫1, 急・川添ノ前1, 急・堀込迫1, 急・供養元1, 急・大窪1, 急・

		<p>西大窪 1, 急・大窪 2, 急・西大窪 2, 急・西大窪 3, 急・笹ヶ尾 3, 急・東鳥越 1, 急・西之迫 2, 急・東横間 1, 急・西横間 1, 急・東横間 2, 急・小牧 2, 急・西横間 2, 急・西丸岡 1, 急・西丸岡 2, 急・東丸岡 1, 急・東大園 1, 急・西大園 1, 急・花牟礼 1, 急・花牟礼 2, 急・上原 12, 急・上原 13, 急・花牟礼 3, 急・東大園 2, 急・上原 14, 急・米山寺之上 1, 急・脇田ノ上 1, 急・牧原 1, 急・脇田ノ上 2, 急・宇都谷 1, 急・入牟田ノ上 1, 急・脇田ノ上 3, 急・城山附 1, 急・入牟田ノ上 2, 急・宇都谷 2, 急・城山 1, 急・入牟田 1, 急・小原 1, 急・城山 2, 急・新城 1, 急・鐘付 1, 急・新城 2, 急・新城 3, 急・神之市川原 1, 急・中村園 2, 急・中村園 1, 急・下永山 1, 急・下永山 2, 急・安野 1, 急・安野 2, 急・本城上 6, 急・本城上 7, 急・本城下 4, 急・本城下 5, 急・本城上 8, 急・本城上 9, 急・本城下 6, 急・安野 3, 急・安野 4, 急・本城上 10, 急・本城下 7, 急・本城下 1, 急・本城中 1, 急・本城上 1, 急・本城中 2, 急・本城上 2, 急・本城上 3, 急・本城下 2, 急・本城上 4, 急・本城下 3, 急・寺之上 1, 急・寺之上 2, 急・寺之上 3, 急・大窪 3, 急・折生野 1, 急・寺之上 4, 急・本城中 3, 急・大窪 4, 急・大窪 5, 急・本城上 5, 急・木場山 1, 急・岩瀬戸 1, 急・岩瀬戸 2, 急・岩瀬戸 3, 急・岩瀬戸 4, 急・姫門 1, 急・下崩 1, 急・赤崩 1, 急・赤崩 2, 急・平木場 2, 急・平木場 3, 急・平木場 4, 急・平木場 5, 急・平木場 6, 急・木場山 2, 急・岩瀬戸 5, 急・姫門 2, 急・姫門 3, 急・赤崩 3, 急・赤崩 4, 急・赤崩 5, 急・赤崩 6, 急・平木場 7, 急・平木場 8 及び急・平木場 9</p>
土石流	肝付町	<p>土・笹ヶ尾 1, 土・笹ヶ尾 2, 土・笹ヶ尾 3, 土・西鳥越 1, 土・西永野 1, 土・西之迫 1, 土・西之迫 2, 土・鳥越 1, 土・大坂 1, 土・大坂 2, 土・大坂 3, 土・中馬場 1, 土・中馬場 2, 土・八幡馬場 1, 土・東大園 1, 土・西大園 1, 土・上原 2, 土・上原 3, 土・上原 4, 土・上原 5, 土・上原 6, 土・花牟礼 1, 土・花牟礼 2, 土・安野 1, 土・八幡馬場 2, 土・森ノ下 1, 土・宇都谷 1, 土・北大戸 1, 土・北大戸 2, 土・前畑 1, 土・前畑 2, 土・前畑 3, 土・宇都谷 2, 土・宇都谷 3, 土・北大戸 3, 土・安野 2, 土・下永山 1, 土・安野 3, 土・下永山 2, 土・下永山 3, 土・本城上 6, 土・本城上 7, 土・本城下 1, 土・本城下 2, 土・本城上 8, 土・本城中 4, 土・本城上 9, 土・本城上 10, 土・本城下 3, 土・本城下 4, 土・安野 4, 土・安野 5, 土・安野 6, 土・本城上 1, 土・本城中 1, 土・本城上 2, 土・本城上 3, 土・本城上 4, 土・本城上 5, 土・寺之上 1, 土・寺之上 2, 土・寺之上 3, 土・本城中 2, 土・本城中 3, 土・岩瀬戸 1, 土・岩瀬戸 2, 土・岩瀬戸 3, 土・岩瀬戸 4, 土・姫門 1, 土・岩瀬戸 5, 土・姫門 2, 土・赤崩 1, 土・赤崩 2, 土・赤崩 3, 土・赤崩 4, 土・赤崩 5, 土・赤崩 6, 土・赤崩 7, 土・平木場 1 及び土・平木場 2</p>

(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川

港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第983号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	肝付町	急・笠野1, 急・富山1, 急・辻1, 急・富山2, 急・富山北1, 急・富山南1, 急・富山南2, 急・富山南3, 急・富山南4, 急・富山南5, 急・宮下1, 急・川北1, 急・富山南6, 急・宮下2, 急・宮下3, 急・上之原1, 急・西之宮1, 急・上之原2, 急・上之馬場三区1, 急・中村1, 急・中村2, 急・上西方1, 急・論地1, 急・上西方2, 急・論地2, 急・上西方3, 急・論地3, 急・論地4, 急・長能寺1, 急・論地5, 急・論地6, 急・大脇1, 急・大脇2, 急・大脇3, 急・長能寺2, 急・上大脇1, 急・上大脇2, 急・上大脇3, 急・小牟田上1, 急・小牟田上2, 急・小牟田上3, 急・瀬戸口原1, 急・小牟田上4, 急・新堀上1, 急・瀬戸口原2, 急・岩下1, 急・柿元1, 急・稻荷岡1, 急・稻荷岡2, 急・小牟田頭1, 急・井手1, 急・小森2, 急・小森迫1, 急・稻荷岡3, 急・西原上牧1, 急・西原上牧2, 急・内園1, 急・後迫1, 急・内園2, 急・橋口1, 急・宮本1, 急・染木原1, 急・染木ノ下1, 急・染木原2, 急・永野原1, 急・新迫1, 急・新迫2, 急・染木1, 急・西永野1, 急・脇田ノ上4, 急・東迫1, 急・柳ヶ迫1, 急・西永野1, 急・西之迫1, 急・西永野2, 急・中原1, 急・笹ヶ尾1, 急・西ヶ迫1, 急・笹ヶ尾2, 急・西永野3, 急・西鳥越1, 急・西ヶ迫2, 急・西鳥越2, 急・鳥越1, 急・守屋迫1, 急・川添ノ前1, 急・堀込迫1, 急・供養元1, 急・大窪1, 急・西大窪1, 急・大窪2, 急・西大窪2, 急・西大窪3, 急・笹ヶ尾3, 急・東鳥越1, 急・西之迫2, 急・東横間1, 急・西横間1, 急・東横間2, 急・小牧2, 急・西横間2, 急・西丸岡1, 急・西丸岡2, 急・東丸岡1, 急・東大園1, 急・西大園1, 急・花傘礼1, 急・花傘礼2, 急・上原12, 急・上原13, 急・花傘礼3, 急・東大園2, 急・上原14, 急・米山寺之上1, 急・脇田ノ上1, 急・牧原1, 急・脇田ノ上2, 急・宇都谷1, 急・入牟田ノ上1, 急・脇田ノ上3, 急・城山附1, 急・入牟田ノ上2, 急・宇都谷2, 急・城山1, 急・入牟田1, 急・小原1, 急・城山2, 急・新城1, 急・鐘付1, 急・新城2, 急・新城3, 急・神之市川原1, 急・中村園2, 急・中村園1, 急・下永山1, 急・下永山2, 急・安野1, 急・安野2, 急・本城上6, 急・本城上7, 急・本城下4, 急・本城下5, 急・本城上8, 急・本城上9, 急・本城下6, 急・安野3,

		急・安野4, 急・本城上10, 急・本城下7, 急・本城下1, 急・本城中1, 急・本城上1, 急・本城中2, 急・本城上2, 急・本城上3, 急・本城下2, 急・本城上4, 急・本城下3, 急・寺之上1, 急・寺之上2, 急・寺之上3, 急・大窪3, 急・折生野1, 急・寺之上4, 急・大窪4, 急・大窪5, 急・本城上5, 急・木場山1, 急・岩瀬戸1, 急・岩瀬戸2, 急・岩瀬戸3, 急・岩瀬戸4, 急・姫門1, 急・下崩1, 急・赤崩1, 急・赤崩2, 急・平木場2, 急・平木場3, 急・平木場4, 急・平木場5, 急・平木場6, 急・木場山2, 急・岩瀬戸5, 急・姫門2, 急・姫門3, 急・赤崩3, 急・赤崩4, 急・赤崩5, 急・赤崩6, 急・平木場7及び急・平木場9
土石流	肝付町	土・笹ヶ尾2, 土・西永野1, 土・西之迫1, 土・西之迫2, 土・大坂2, 土・中馬場1, 土・八幡馬場1, 土・東大園1, 土・西大園1, 土・上原2, 土・上原3, 土・上原4, 土・上原5, 土・上原6, 土・花牟礼1, 土・花牟礼2, 土・安野1, 土・八幡馬場2, 土・森ノ下1, 土・宇都谷1, 土・北大戸1, 土・北大戸2, 土・前畑1, 土・前畑2, 土・前畑3, 土・宇都谷2, 土・宇都谷3, 土・北大戸3, 土・安野2, 土・下永山1, 土・安野3, 土・下永山3, 土・本城上6, 土・本城上7, 土・本城下1, 土・本城下2, 土・本城上8, 土・本城中4, 土・本城上9, 土・本城上10, 土・本城下3, 土・本城下4, 土・安野4, 土・安野5, 土・安野6, 土・本城上1, 土・本城上2, 土・本城上3, 土・本城上4, 土・寺之上1, 土・寺之上2, 土・寺之上3, 土・岩瀬戸1, 土・岩瀬戸2, 土・岩瀬戸3, 土・岩瀬戸4, 土・姫門1, 土・岩瀬戸5, 土・姫門2, 土・赤崩2, 土・赤崩3, 土・赤崩4, 土・赤崩5, 土・赤崩6, 土・平木場1及び土・平木場2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

平成28年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、平成28年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の日時
平成29年 2 月 1 日（水）午前10時から午後 5 時まで
- 2 試験の場所
 - (1) 筆記試験
鹿児島市勤労青少年ホーム（鹿児島市鴨池二丁目32番30号）
 - (2) 実地試験
鹿児島市勤労女性センター（鹿児島市鴨池二丁目31番15号）
- 3 試験の方法及び試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）
 - イ 公衆衛生大意（法規を含む。）

- (2) 実地試験
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定により調理師の免許を受けた後、
県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上
ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師
- (2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に
関する知識及び技能を習得していると認めるもの
- 5 試験手数料
13,500円
- 6 受験手続
- (1) 提出書類等
- ア 所定の受験願書
- イ 調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し
- ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦7センチメートル、
横5センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）
- エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書
4の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1
年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理
師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書
- (2) 提出書類等の提出先
受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、
鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵
便とすること。
- (3) 試験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印し
ないこと。）
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。
- 7 提出書類等の受付期間
平成28年11月22日（火）から同年12月12日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成28年12月12日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書等の用紙の交付
受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及
び県の各保健所において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を
貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証書を郵送して行う。
- 10 その他
試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各
保健所に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に
より次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があつたので、関係書類を平成28年11月8
日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ
る理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年11月 8 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年11月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス紫原店
鹿児島市紫原五丁目24番 2
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年 6 月28日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,204平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 36台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前 9 時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成28年10月27日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として日置市選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので、平成28年 5 月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第11号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年11月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表日置市の項施設の所在地の欄中「日置市東市来町湯田3264番地」を「日置市東市来町湯田3299番地1」に改める。

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第115号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年11月 8 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR魔法少女リリカルなのはMB A	株式会社三洋物産	6P1079
ぱちんこ遊技機	CRスーパー海物語INジャパ NSCA	株式会社三洋物産	6P1223
ぱちんこ遊技機	CRフルーツパンチAM-F	株式会社大一商会	6P1195
回胴式遊技機	牙狼 守りし者/ZX	サミー株式会社	6S1134
回胴式遊技機	AIMジャグラーEX-Ann iversary Edition/ KK	株式会社北電子	6S0442
回胴式遊技機	輪るピングドラム/KS	株式会社北電子	6S1103
回胴式遊技機	SLOTスターオーシャン4TR	株式会社ユニバーサル ブロス	6S1132
回胴式遊技機	オアシスデイズ/DX	株式会社パイオニア	6S1149
回胴式遊技機	エヴァンゲリオン・勝利への願 いSK2	株式会社ビスティ	6S1175
回胴式遊技機	パチスロおそ松さん	株式会社ディ・ライト	6S1017